

江戸時代前中期における 『徳川実紀』にみる幕府の道路行政政策

西山 孝樹¹・藤田 龍之²・天野 光一³

¹ 正会員 日本大学助教 理工学部まちづくり工学科 (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14)

E-mail: nishiyama.takaki@nihon-u.ac.jp

² 非会員 元日本大学教授 イムノサイエンス株式会社 (〒963-8852 福島県郡山市台新 1-10-11)

³ フェロー会員 日本大学教授 理工学部まちづくり工学科 (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14)

E-mail: amano.kouichi@nihon-u.ac.jp

わが国の近世以降に実施された社会基盤整備は、現代へ繋がる萌芽であったとされる。しかし、江戸幕府下に先の整備がどのように実施されたか、一次史料から網羅的に明らかになっていないのが現状である。そこで本研究では、江戸幕府が編纂した公式記録である『徳川実紀』を用いて、江戸時代前中期に実施された道路行政政策に着目した。その結果、「道路」に関する記述は 139 項目あり、それらを分類したところ、流通・交通政策や維持管理等を定めた「規則の制定」に関する記述が 117 項目と最も多かった。一方で、「道路」の新規造成や補修等、「道路施工」に関するものは 18 項目と非常に少ない状況であった。研究対象とした時代は、「道路」の維持管理等は行われたものの、幕府直轄による道路造成は積極的に行われていなかった。このようなことから、幕藩体制を維持するために江戸へ攻め込まれることを防ぐ必要もあり、江戸幕府が交通の便を良くする土木工事を抑えていたと推察される状況にあったことを示した。

Key Words: Tokugawa Jikki, Edo period, road administration, blank time period

1. はじめに

(1) 研究の背景

筆者らは、わが国における古代から中世にかけて行われてきた社会基盤整備の実態について整理してきた(図-1)。3 世紀末から 6 世紀には、民衆が参加した祭政一致の社会基盤整備ともいえる古墳が畿内を中心に全国各地で造営された。例えば、大阪府堺市に現存する大仙陵古墳(現、仁徳天皇陵)に代表される陵墓は、世界的にみても巨大構造物であった。しかしながら、大化 2 (646) 年に薄葬令が發布されたことも相まって、7 世紀代には古墳時代が終焉を迎えていった。

7 世紀後半からは、発掘等からも明らかになっている五畿七道と呼ばれた古代道路が全国的に整備された¹⁾。そして、律令国家が 8 世紀頃に成立すると同時に土木事業も最盛期を迎えたが、次第に国家としての機能が衰退していった。9 世紀以降では、平安時代末期の承安 3 (1173) 年、平清盛による大輪田泊の修築、鎌倉時代の文永 11 (1274) 年の元寇防塁が築造された程度であった。

そのことから、図-1 に示した平安時代の 9 世紀 (801

年) から 11 世紀 (1100 年) までは、土木事業がほとんど行われていない「土木事業の空白期」であったとみられる。

その背景には、陰陽道に端を発する 3 尺 (約 90.9cm) 以上の土の掘削を忌み嫌う「犯土」思想が影響し、社会基盤整備がほとんど行われていなかったことを指摘してきた²⁾。続く中世においても、図-1 に示した先の思想が影響して鎌倉時代を中心に「土木事業の停滞期」であったと考えられる。

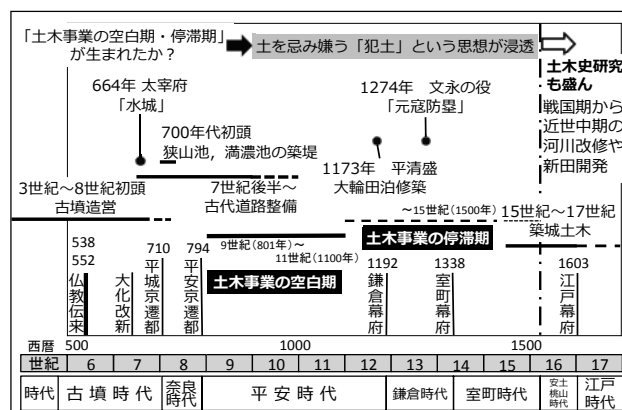


図-1 わが国の近世以前における社会基盤整備

(2) 研究の目的

江戸時代に入ると、戦国時代の動乱が次第に収まっていった。民衆の生活が安定したことで、食糧増産を目的とした河川改修や新田開発などが広く実施されるようになった^{3,4)}。このように、江戸時代以降に実施された土木事業は、現代へと繋がる社会基盤整備の萌芽であったと考えられる(図-1)⁵⁾。江戸幕府によって実質的に全国統一がなされ、幕藩体制を維持するため、連絡網としての道路整備は必須であったと推察される。

そこで本研究では、江戸時代前中期において、道路行政政策がどのように進められてきたのか、江戸幕府の公式記録として編纂された『徳川実紀』を読み解いて、その一端を明らかにしていくことを目的とした。なお、「橋梁」に関する事項も、重要な道路行政政策の一つに数えられる。当時は、ほとんどの橋梁が木構造であり、洪水による流失や火災による破損があった。『徳川実紀』には、それらを含めて100項目を越える記述があったことから、「橋梁」については別項で報告することとした。また、『徳川実紀』から社会基盤整備に関する事項を抜き出し、その記述内容を対象とした研究は存在していない状況にあった。

2. 研究方法

(1) 『徳川実紀』の位置づけ

『徳川実紀』とは、『国史大辞典』⁶⁾によると、「初代徳川家康より第十代家治までの江戸幕府将軍の事歴を中心に叙述した史書。第十一代家斉から第十五代慶喜までは『続徳川実紀』と通称されている。江戸幕府撰。巻数は「御本編四百四十七冊、御附録六十八冊、成書例・総目録・引用書二冊、通計五百十七冊」(総目録末尾に記され、献上本の冊数)で、通し巻数はない。献上本に題された本書の総称は『御実紀』で、この総称は編集方針評議の段階で定められた。『徳川実紀』という呼称は明治以後のものである。(中略)徳川氏の立場からの叙述、編纂時における対照の困難による年紀の混乱もみられるが、すべての史料は流麗な平仮名交り文で統一し、原文をあまり崩さないで元の形を存しようとする意図と成島司直の簡潔な要約は要を得て、近世研究の基幹書の一つである。『続徳川実紀』は本編に続いて編集作業が勧められたが、結局未完成で進献には至らなかった。(中略)編集方針は前書と同様であつたらしく、体裁・構成は前代までのものと全く同じでほとんど完成されているが、他は稿本のままで、史料集の観がある(以下略)。」と示される。このように『徳川実紀』は公式記録であり、江戸幕府による一連の社会基盤整備の実態を把握できる

と考えられる。初代将軍を務めた徳川家康から第10代の徳川家治までの事績がまとめられた本史料を読み通し、そのなかから社会基盤整備に関する事項を抜き出した。

一方、第11代徳川家斉から第15代徳川慶喜が将軍を務めた時代については、『続徳川実紀』が存在するものの未完であり、主としてその内容は役職の変更や人事異動等について記載されている程度であった。そのことから、本研究の対象からは外すこととした。なお、『徳川実紀』については、吉川弘文館から出版された『新訂増補 国史大系 徳川實紀 第1篇～第10篇』⁷⁾を用いた。

(2) 江戸時代前中期の「道路」に関する記載事項

江戸時代は表-1に示したように、前期・中期・後期の3期に分けられることが一般に言われている。本研究では、前節で詳述した『徳川実紀』に記載されている初代将軍の徳川家康から第10代徳川家治までの江戸時代前期から中期を研究対象とした。

『徳川実紀』には、社会基盤に関する記述として、築城(軍事土木)、橋梁、道路、河川、災害等、種々の記述が掲載されていた。本研究では、そのなかから「道路」に関する事項を整理した。江戸幕府の成立過程において、「道路」に関連する法制度や維持管理がどのように整備されてきたのかを明らかにした。

表-1 江戸時代の時代区分

江戸時代	将軍	西暦
前期	初代 徳川家康～5代 徳川綱吉	1603年～1709年
中期	6代 徳川家宣～10代 徳川家治	1709年～1786年
後期	11代 徳川家斉～15代 徳川慶喜	1787年～1867年

3. 研究結果

表-1で示した『徳川実紀』に記載されている江戸時代前中期(1603年～1786年)には、104項目の「道路」

表-2 『徳川実紀』にみる「道路」に関する記述の分類

大項目	小項目	合計		
1.規則 の 制定	(1) 単位	8	100	117
	(2) 維持管理	25		
	(3) 職掌	22		
	(4) 流通・交通政策	45		
	【道路使用者への規則】			
2.道路 施工	(5) 禁止事項	8	17	18
	(6) 民衆への周知	9		
	3.調査	(1) 新規造成	4	
(2) 改良工事		5		
(3) 補修（災害復旧を含む）		9		
(1) 測地・作図		4		
合 計		139		

に関する記述が存在し、それらの分類を行った。その結果、複数の項目に該当する記述も存在したため、表-2に示した139項目に分類することができた。

表-2「2. 道路施工」で示した、ある特定の道路を新規造成あるいは補修したという具体的な記述よりも、「1. 規則の制定」に関する事項が多くみられた。

また、勝手な道路改変の禁止（表-2 中 1(5)）、民衆へ周知させるための高札を設置（表-2 中 1(6)）するなど、道路使用者に対する規則を制定した記述も存在した。

4. 規則の制定

(1) 単位

江戸幕府において、道路に関する「単位」を制定したという記述である。

『徳川実紀』における「単位」の初出は、慶長9（1604）年（表-3No.2）で、「三十六町を以て一里とさだむ。豊富太閤諸國を檢地せしめ。三十六町にさだめ。一里毎に塚を氣づかしむ（ママ）。此時又改て江戸日本橋を道程の始に定め。七道に塚を築かれしとぞ。」

距離について、諸国で種々の単位が用いられていたが、36町を1里（約3.9km）とし、道路の起点は江戸日本橋に定めた。併せて、一里塚に植えて里程を示す塚樹が植えられたという（表-3No.1, No.4にも同様の記述）。

また、明暦3（1657）年（表-3No.7）には、「道幅の事さきの査檢ありて定められし地は。京間五間或は六間とし。日本橋通町は田舎間十間。本町通は京間七間。其内庇をのぞきて屋舎作るべし。」とあり、江戸における道路の幅員は京間5間（約9.09m）あるいは6間（約10.9m）とし、日本橋通町は田舎間10間（約18.2m）、本町通は京間7間（約12.7m）とする「府内道路及屋舎制」が定められた。同様の記述が、もう1ヶ所に掲載されている（表-3No.8）。このように、幕府の基幹となり得る「単位」に関する事項は、江戸時代前期にのみ記載があり、明暦3（1657）年以降で「単位」に関する記述はみられなかった。

(2) 維持管理

江戸幕府が、道路の維持管理をするために定めた制度である。元和2（1616）年（表-4No.3）には、「前々のごとく道途橋梁絶ず修理すべし。もし緩怠せば。其地の代官過料として。五貫文出さしむべしとなり。」道路や橋梁については絶えず修理し、維持管理を怠った場合、過料を支払わなければならなかった。明暦3（1657）年にも（表-4No.11）、

「此月令せらるるは。市井の屋舎營作のとき地を修築せば。道の兩邊高低なきやうになすべし。并に大路は。隣街の高低にならひ築くべし。をのがまにきづく事あるべからずとなり。」

建築物を造営する際、道路の両側は高低がないように平らにすること、大路では縦断勾配がつかないように隣街の高低に沿って、自分勝手に整地しないように定められた（表-2、「1（5）禁止事項」にも該当）。

慶長17（1612）年の記述（表-4 No.2）をみると、道路を維持管理していくうえで、具体的な施工仕様が定められていた。

「十六日道路堤防の制を仰下さる。大道小路とも馬さく

表-3 『徳川実紀』にみる「単位」の項目

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1		単位	右大将殿の命として。諸國街道一里毎に塚（世に一里塚といふ）を築がしめられ。街道の左右に松を植しめらる。東海中山兩道は永井彌右衛門白元。本多左大夫光重。東山道は山本新五左衛門重成。 築一里塚街道左右植松
2	1604 慶長9	単位	世に傳ふる所は。昔より諸國の里數定制ありといへども。國々に異動多かりしが。近世織田右府領國の内に塚を築ぎ。三十六町を以て一里とさだむ。豊富太閤諸國を檢地せしめ。三十六町にさだめ。一里毎に塚を氣づかしむ。此時又改て江戸日本橋を道程の始に定め。七道に塚を築かれしとぞ。其時大久保石見守に。塚樹にはよい木を用ひよと仰ありしを。長安承り誤りて榎木を植しがいまのこれりとぞ 以江戸日本橋爲道程始
3	1604 慶長9	単位	右大将殿より命ぜられたる諸國塚造ことごとく成功す
4	1604 慶長9	単位	路程の里數も。織田右府の時より三十六町をもて一里と定め。一里ごとに塚を築しめて表識せられしを。豊臣家にては彌遵行有しが。君關東へ移らせ給ひし後。同じく一里毎に塚を築き。その上に榎の木を植しめ給ふ。（このとき松の木植んと申上しに。餘の木を植よと仰有しを承り違ひて。榎の木をうへしといふ） 一里塚築造
5	1604 慶長9	単位	公の尊慮もて東海。東山。北陸の三道に一里ごとに官塚を建られければ。行來の徒殊に表識を得て。御恩の驛路にまで及ぶことをかしこみ奉りぬ。此時東山道は永井監物白元。本多左大夫光重兩人奉り。築きはてし後參洛し。神祖に謁見し奉りければ。その様つばらに聞しめし。築かた尊意になかはねば。あらためよとの仰にて。兩人京よりかへさに。尚又きづきかへしとぞ。 一里塚築造
6	1649 慶安2	単位	道溝の狭きを少しひろげ。曲りたる路河を直にせん事をこひ。また旱水の害をいとひて。溜池あるは落堀。河防等をこひ出るに於ては。 檢地心得
7	1657 明暦3	単位	この月令せらるるは。道幅の事さきの査檢ありて定められし地は。京間五間或は六間とし。日本橋通町は田舎間十間。本町通は京間七間。其内庇をのぞきて屋舎作るべし。さきざき觸られしごとく。本間の外三尺の釣庇。柱なしに架すべし。但下水はぬきもて簀の蓋をおほふべし。さだめをこえて外邊へ作り出すべからず。今に査檢せざる地は。近日改めらるべければ。角屋の者は表裏の境をただし。鬨街のもの相會して。隣並のさかひごとに杭をうちくべし。屋舎造作せば。長屋はいふ迄もなし。裏屋并に居宅も。三間梁に過べからずとなり。 府内道路及屋舎制
8	1657 明暦3	単位	上記と同一の記述あり 府内道路及屋舎制

りの所は、あるは砂あるは石もて堅固にならし、道の側には水路をうがつべし。泥滑の所も砂石もて堅固ならしむべし。堤防の芝生を剪剥すべからず。馬さくりの所は、土をもて堅固にすべし。道路よろしき地にみだりに土を敷べからず。（以下略）。」

泥で滑りやすい箇所も含め、道路の表面は砂あるは石を用いて堅固にすべきと示されていた。さらに、道路の両側には水路を設置することや良好な状態にある道路には分別なく土を敷かないようにせよとも書かれていた。これらの記述は、現在における施工や維持管理に通ずるものであろう。

享保5（1720）年（表-5 No.25）の記述をみると、「二日令せらるるは、武家市井辻番所。髪結所より、定りて掃除する地は、怠りなく掃除すべき旨に命じ。」

表-4 『徳川実紀』にみる「維持管理」の項目（1/2）

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	1609 慶長14	維持 管理	また江戸府内道路を修築すべしと關東の輩に課せらる。江戸府内道路修築
2	1612 慶長17	維持 管理 禁止 事項	十六日道路堤防の制を仰下さる。大道小路とも馬さくりの所は、あるは砂あるは石もて堅固にならし。道の側には水路をうがつべし。泥滑の所も砂石もて堅固ならしむべし。堤防の芝生を剪剥すべからず。馬さくりの所は、土をもて堅固にすべし。道路よろしき地にみだりに土を敷べからず。橋梁は公料私領土とも破損せば令し下さるべし。代官等心いれて修理加へしむべしとなり。またこの事の奉行を令せらる（以下略）。道路堤防井橋梁之制
3	1616 元和2	維持 管理	又前々のごとく道途橋梁絶ず修理すべし。もし緩急せば、其地の代官過料として、五貫文出さしむべしとなり。
4	1625 寛永2	維持 管理 交通	諸大名旗本の輩。明年御上洛の事を令せられ、目付の輩には毎驛行設橋梁巡察の事命ぜらる。
5	1626 寛永3	維持 管理 經營	東海道中の諸大名城主領主。共に行路を修治し驛館を經營し。巖石を埋。橋梁を新につくり心をつくしけり。
6	1633 寛永10	交通 維持 管理	松平伊豆守信綱。大目付井上筑後守政重。柳生但馬守宗矩は、明年御上洛によって、各驛御旅館井道路巡察命ぜられいとま給ふ。松平信綱等被命巡察上洛各驛旅館道路
7	1644 正保元	交通 維持 管理	十六日國廻目付小笠原孫座衛門某。今福次大夫勝正京坂までの驛路巡察。大番天野傳左衛門重時。中根茂助正次は西城大手橋改架奉行命ぜらる。
8	1646 正保3	維持 管理	大番松田六郎左衛門定平。飯河新右衛門直信。府より大坂迄の驛々道橋を巡察し。地圖を造るべしと仰付られ暇給ふ。令製江戸大坂間驛路圖
9	1648 慶安元	維持 管理 禁止 事項	この月令せられしは、市井泥濘の道路は、浅草砂に海砂まじへ。道途高低なく中高に築くべし。芥ならびに泥もて街道を築くべからず。下水の樋井に路傍の溝渠壅埋せざるやう塵芥を除くべし。もしそむくものは曲事たるべしとなり。道路下水制
10	1655 明暦元	維持 管理	よて目付の屬吏をつかはし。道路掃除の事を督せしめらる。（中略）又本誓寺より千住驛の間は、普請奉職掌行。道奉行掃除をなし。依韓使日光登山道中警衛井掃除
11	1657 明暦3	維持 管理 禁止 事項	此月令せらるるは、市井の屋舎營作のとき地を修築せば、道の兩邊高低なきやうになすべし。并に大路は、隣街の高低にならひ築くべし。をのがまにきづく事あるべからずとなり。府内屋舎營作制

表-5 『徳川実紀』にみる「維持管理」の項目（2/2）

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
12	1659 万治2	維持 管理 禁止 事項	御旅館の事奉はりし大名に仰下さるるは、行殿改造する事あるべからず。但軽く修繕すべし。道途は歩みやすき程に作り。洒掃のみして芝を付。くり石敷事あるべからず。并にあらかじめ道途に人おほく付置べからず。路傍に湯水を備へ置事は、三里ほど間を隔てて一所づつあるべし。日光社參將軍宿城令條
13	1662 寛文2	交通 維持 管理	京坂井に諸驛地震のさま巡察ぜられいとまたまふ。
14	1662 寛文2	維持 管理	此月令せらるるは、市井にそへる城溝井に各處の溝洫浚利の事。こたび命ぜられたれば、告竣の後、堰坂あるはしがらみ。あるは石垣にても、心のままに其岸の形にしたがひつくるべし。尤少しも築出すべからず。市中あしき道路は、こたび浚利の泥土をもて、心のままにつくるべし。こたび命ぜられし塵芥載する船。日本橋より南は三日。十三日。廿三日。一月三回づつ。その日をさだめ。月ごとに各所の河岸へ船をよせ。其市井の塵芥を捨しむべしとなり。法度（溝渠道路 塵芥船）
15	寛文4 1664	交通 補修 維持 管理	けふ令せらるるは、こたび關東の國々巡視命ぜらるるにより、往還の便を得べきため、道路。橋梁を修めしむべし。收穫の時なれば掃除等なすべからず。一切贈遺あるべからず。巡視のともがら驛々にて、米豆などその郷估もてうりあたふべし。すべて物價。常時のごとくうらしむべし。關東諸國巡視道路宿泊令條
16	1666 寛文6	維持 管理	放鷹の地は常に令なしとも。道途。橋梁をこたりなくつくるべし。各國村里下知狀
17	1667 寛文7	維持 管理	東海。東山兩道巡視にまかりし使番溝口源右衛門信勝。小姓組川勝孫四郎廣有。書院番堀主膳親泰。
18	1696 元禄9	維持 管理	道路は高低をならし洒掃すべし。防火制
19	1698 元禄11	交通 維持 管理	老少米倉舟後守昌尹京攝河功。東海驛路巡察の事命ぜらる。
20	1707 宝永4	維持 管理 交通	酒井左衛門尉忠真。本多吉十郎忠孝。眞田伊豆守幸道は諸驛修築の助役を命ぜらる。諸驛修築助役
21	1707 宝永4	維持 管理	此月市井に令せらるるは、街路をよび河岸の雪井に砂を。城隍へすつる聞えあり。今より後雪砂はいふまでもなし。何によらず隍中へすつべからず。もし違犯せばとがめらるべしとなり。江戸城隍雪砂捨棄禁制
22	1709 宝永6	維持 管理 作図	この日諸國巡使の條約を下さる。其文にいふ。今度諸國に巡視の御使立らるるといへど、地圖を製し。人馬の數を檢することあるべからず。御朱印券にのせられし外の人馬を用ゆるときは、其價を出すべし。城主。領主より使者音物ををくるべからず。郷導の者なくてかなはざる時は、御使より斷るべし。道すがら洒掃すべからず。有来る道橋。往来のたよりよからざる所は、此かぎりにあらず。驛舎ことさら造營し。茶亭など新に設くることあるべからず。諸國巡使條約
23	1711 正徳元	交通 維持 管理	大目付松平石見守乗邦驛路巡察はてて歸謁す。勘定のともがらもおなじ。
24	1712 正徳2	維持 管理	十六日諸國巡視の御使下さるるにより令せらるるは、こたび御料の國々巡視の御使通行の道途。洒掃ならびに道橋構造なすべからず。送迎の者出す事あるまじ。（以下略）諸國巡使條目
25	1720 享保5	維持 管理	二日令せらるるは、武家市井辻番所。髪結所より、定りて掃除する地は、怠りなく掃除すべき旨に命じ。橋欄の下。あるは橋側に塵芥あらば取捨しめ。水はしりよくすべし。さる定めもなき辻板書見廻りの地ならば、番人常に心用ひ。塵芥を桶詰等に捨ざるやうにし。もし見廻らざるうちに捨たるは、見廻りのとき取すて、水はきよからしむべしとなり。道路掃除制

とあり、道路の掃除を実施することも制度として定められていた。このように、『徳川実紀』に記載されている「維持管理」については江戸時代前・中期を通して偏りなく記載されていた。

a) 「巡視・巡察」に関する事項

維持管理として、各地を巡りながら道路の状況を確認する「巡視・巡察」が行われていた。「巡察」について、寛永10(1633)年(表-4 No.6)の記述には、

「松平伊豆守信綱。大目付井上筑後守政重。柳生但馬守宗矩は。明年御上洛にて。各驛御旅館并道路巡察命ぜられいとま給ふ。」

橋梁や各驛を含む道路の「巡察」を行うように命じた記述が示されていた(表-4 No.4, No.7, No.8, 表-5 No.13, No.19, No.23)。

そして、「巡視」について寛文4(1664)年(表-5 No.15)の記述をみると、

「けふ令せらるるは。こたび關東の國々巡視命ぜらるるにより。往還の便を得べきため。道路。橋梁を修めしむべし。」

とあり、滞りなく往来できるよう道路や橋梁を修理するよう、表-5 No.16, No.21, No.23, No.24 には「巡視」に

関する事項が示されていた。

(3) 職掌

江戸幕府において、「道路」に関する奉行の職掌変更やその業務内容に触れられた記述が22項目で存在した。

a) 普請奉行

一般に「普請奉行」は、土木全般を掌っていたと考えられている。『徳川実紀』には、「道路」に関わった「普請奉行」の記述が3ヶ所でみられた。明暦元(1655)年(表-6 No.4)をみると、

「目付の屬吏をつかはし。道路掃除の事を督せしめらる。」

(中略) 又本誓寺より千住驛の間は。普請奉行。道奉行掃除をなし。」

普請奉行が道路掃除を監督したことが示されていた。続いて、享保4(1719)年の記述には(表-7 No.13)。

「三日本所奉行の職を停廢せらる。よりて武家邸宅のことは普請奉行。道路。橋梁。水道のことは。勘定奉行より指揮すべしと命ぜらる。」

とある。「普請奉行」が建築に関わるものを掌り、「勘定奉行」が道路、橋梁、水道等の社会基盤整備へ関与するようになったと記載されていた。普請奉行に関する職

表-6 『徳川実紀』にみる「職掌」の項目(1/2)

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	1628 寛永5	職掌	渡邊半兵衛勝綱。荒川又六郎忠吉道奉行となる。(渡邊が傳には。道奉行の事所見なしといへども。荒川が傳には始大番にて。後道奉行となりしよし記すゆへ。今は江城年録にしたがひ。この日にかく) 道奉行
2	1635 寛永12	職掌	普請奉行。小普請奉行。道奉行は伊豆守信綱。豊後守忠秋。加賀守正盛三人の沙汰たるべし。されど非常の營築井に宅地割の事は。大炊頭利勝。讃岐守忠勝にはかりあふべし。
3	1638 寛永15	職掌	道奉行内藤傳左衛門長教。
4	1655 明暦元	維持管理	目付の屬吏をつかはし。道路掃除の事を督せしめらる。(中略) 又本誓寺より千住驛の間は。普請奉行。職掌 道奉行掃除をなし。依韓使日光登山道中警衛井掃除
5	1655 明暦元	職掌	佐藤勘右衛門吉次韓聘にて。駿河薩埵峠道作奉行命ぜられ暇給ふ。 駿河薩埵峠道作奉行
6	1686 貞享3	職掌	此月道中奉行して令せられしは。驛次往來のもの。荷物物の貫目定限より。近年は重きも有りて。人馬とも其數を増し。驛々艱困するよしなれば。定制貫目より重からしむべからずとなり。 驛路制
7	1687 貞享4	職掌	市人は町奉行。公料は代官。諸驛は道中奉行。私領は地頭へ。其よしうたへ出べしとなり。 道中奉行
8	1693 元禄6	職掌	十日府内上水今まで町奉行の所屬たりしが。此のち道奉行に其事をつとめしむ。よて新に所屬の同心を置しめらる。 府内上水爲道奉行支配
9	1693 元禄6	職掌	この日令せらるるは。水道の事は道奉行の所管たらしむれば。今より後うたへ出る事あらば。道奉行へうたへて指揮うくべしとなり。
10	1698 元禄11	職掌	七日勘定奉行松平美濃守重良。大目付神尾備前守元清と共に。驛路の事奉るべしと仰付らる。
11	1705 宝永2	職掌	七日勘定奉行石尾阿波守氏信驛路の事令ぜらる。 勘定奉行石尾氏信驛路事
12	1707 宝永4	補修 職掌	こたびの地震により。諸道堤防破損の所。速に修理すべきむね。井上河内守正岑。少老稻垣對馬守重富に仰付らる。 諸道堤防修理

表-7 『徳川実紀』にみる「職掌」の項目(2/2)

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
13	1719 享保4	職掌	三日本所奉行の職を停廢せらる。よりて武家邸宅のことは普請奉行。道路。橋梁。水道のことは。勘定奉行より指揮すべしと命ぜらる。 本所奉行停廢
14	1719 享保4	職掌	本所奉行停廢せられしにより。水道井に道橋等。此後代官指揮すべしとなり。
15	1719 享保4	職掌	けふ令せらるるは。寛永増上兩寺の御參。または御鷹狩の時。道のほとりに溝泥を乾しをきしは。その所を書付出せる事なるが。今より後は道奉行檢察して事足るべし。ただし初てならせ給ふ道のみ。さきさきのごとくなるべしとなり。 道路制
16	1720 享保5	職掌	けふ道奉行の職を廢せらる。よて再びこの職を置るまでは。目付よりかねつかふまつり。下吏をも指揮すべしと命ぜらる。 道奉行停廢
17	1720 享保5	職掌	けふ令せらるるは。府内水道の修理する時。水源を護る商人にはかりて。修理加へし事もあれど。今よりはいささかの修理たりとも。必道奉行の指揮を請べし。 道奉行水道監視 すると。宅地のうちにかかる流を見る事もあるべければ。斷あるま。見せしむべしとなり。 道奉行管水道修理
18	1721 享保6	職掌 交通	廿日勘定奉行寛播磨守重賢驛路の事奉るは。
19	1724 享保9	職掌 交通	けふ勘定奉行寛播磨守重賢驛路の事奉はりしをゆるされ。稲生下野守正武をしてこれにかはらしむ。また驛路の事つかふまつりし興力。同心を停廢せらる。
20	享保7 1722	補修 職掌	この日代官小宮山奎之進昌世に命ぜられしは。佐倉。小金等の牧地。新田。林などのこと。聞えあげしごとく。心にまかせ處置すべし。野牧の道途修理なども。牧士の長綿貫夏右衛門に指揮してはからふべしとなり。 代官小宮山昌世被命佐倉小金牧場開拓植林
21	1728 享保13	職掌	十六日道奉行かねし書院番大久保三大夫忠固兼職をゆるされ。久しく道奉行勤めしを褒めせられ。
22	1739 元文4	職掌	玉川上水の事。今より町奉行に隸せられ。道奉行は道途の事のみ奉るべしと命ぜらる。 町奉行管玉川上水

掌を示した重要な記述であると考えられる。その「勘定奉行」について、元禄11（1698）年（表-6 No.10）の記述をみると、

「七日勘定奉行松平美濃守重良。大目付神尾備前守元清と共に。驛路の事奉るべしと仰付らる。」

驛路の事を掌るようになったことも記されていた（表-7 No.11, No.18にも同様の記述）。以上のことから、「普請奉行」は、道路掃除等を行っていたものの、先述の享保4（1719）年（表-7 No.13）の項目にあったように、道路造成などの土木工事に関係していたことは行っていなかったとみられる。

b) 道奉行

「道奉行」は、江戸府内の道路、水道を掌っていたとされる。元禄6（1693）年（表-6 No.8, No.9にも同様の記述）で示されているように、

「十日府内上水今まで町奉行の所屬たりしが。此のち道奉行に其事をつとめしむ。よて新に所屬の同心を置しめらる。」

この年に玉川上水及び神田上水の管理が、町奉行から「道奉行」へ職掌の変更が行われた。

しかしながら、享保5（1720）年には（表-7 No.16），「けふ道奉行の職を廢せらる。」

とあり、「道奉行」は廢職となったものの、同年（表-7 No.17）には、

「けふ令せらるるは。府内水道の修理する時。水源を護る商人にはかりて。修理加へし事もあれど。今よりはいささかの修理たりとも。必道奉行の指揮を請べし。

道奉行水道監視するとて。」

水道の修理を行う際、指揮を仰ぐ必要性があり、「道奉行」が再び任命された。その後の元文4（1739）年（表-7 No.22），

「玉川上水の事。今より町奉行に隸せられ。道奉行は道途の事のみ奉はるべしと命ぜらる。」

玉川上水の役務を町奉行へ返還し、「道奉行」は道路に関する事のみを掌る役職となった。

その後、『徳川実紀』が対象とした時代からは外れるが、明和5（1768）年には再び廢職となり、「道奉行」は普請奉行の所管になったという⁹⁾。「道奉行」は、水道に関する事を掌り、その役職が廢せられたり再び設置されたり不安定であった。さらに、「道路」の具体的な職掌が『徳川実紀』に記述されておらず不明であった。

c) 道中奉行

「道中奉行」について、『徳川実紀』では4ヶ所に記載があった。表-6 No.7の貞享4（1687）年では、

「市人は町奉行。公料は代官。諸驛は道中奉行。私領は地頭へ。其よしうたへ出べしとなり。」

その他の記述も同様で、驛路等の宿場を「道中奉行」が掌っていたとされる。

職掌としては、五街道宿駅の取締り、宿場の公事訴訟、街道の橋の修復、並木の管理、伝馬、旅宿飛脚、助郷など道中に関する一切を掌っていたとされる⁹⁾。このように、『徳川実紀』においても、道路修築等に携わったという具体的な記述は存在しなかった。

d) その他の道路に関わった官職

ここまで、「道路」に関わった職掌について述べてきた。本項では、それ以外の「道路」に関与した職掌について触れることとした。

宝永4（1707）年（表-6 No.12）には、

「こたびの地震により。諸道堤防破損の所。速に修理すべきむね。井上河内守正岑。少老稻垣對馬守重富に仰付らる。」

これは、太平洋沖を震源とする巨大な宝永地震で、その被害を受けた道路や堤防の修築を幕府中枢の職掌であった井上河内守正岑（老中職）と稻垣對馬守重富（若年寄職）が指揮した¹⁰⁾。このような大災害では、幕府直轄で道路復旧等の指揮にあたったと考えられる。

享保7（1722）年（表-7, No.20）をみると、

「この日代官小宮山奎之進昌世に命ぜられしは。佐倉。小金等の牧地。新田。林などのこと。聞えあげしごとく。心にまかせ處置すべし。野牧の道途修理なども。」

牛馬を放牧する所の道路修理を代官である小宮山奎之進昌世が実施した。「道路」の修築等は、「道奉行」や「道中奉行」ではなく、勘定奉行や代官がその都度任命されて実施していたと考えられる。

(4) 流通・交通政策

『徳川実紀』の「道路」に関する記述のなかで、「交通および流通政策」が45項目で最も多く示されていた。

a) 制度の制定および驛に関する職掌の変更

慶長16（1611）年（表-8 No.2），

「此月板倉伊賀守勝重。米津清右衛門正勝。大久保石見守長安。連署して驛路の令を下さる。」

江戸幕府が成立した17世紀初頭に驛路の令が制定された。その驛、驛路を司る役人について、元禄11（1698）年（表-9 No.29）では、

「七日勘定奉行松平美濃守重良。大目付神尾備前守元清と共に。驛路の事奉るべしと仰付らる。」

同様に驛路等を掌る役人の変更が都度行われていたことが示されていた（表-10 No.31, No.32, No.38, No.39）。

b) 通行料・運送料の設置および改定

元和2（1616）年（表-8 No.4）には、

「是月令せられしは。傳馬をはじめ駄賃荷物。いずれも一駄四十貫目たるべし。府より品川まで往還荷物。一駄鏝錢三十四文。板橋へは三十九文。人夫賃は馬の半たるべし。」

表-8 『徳川実紀』にみる「流通・交通政策」(1/4)

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	1604 慶長9	交通	十一月二日彦坂小刑部元成より戸塚の驛に、藤澤、神奈川と同じ四驛馬のことつかうまつるべしと令す。
2	1611 慶長16	交通	此月板倉伊賀守勝重、米津清右衛門正勝、大久保石見守長安、連署して驛路の令を下さる。 驛路駄賃制
3	1614 慶長19	交通 改良	またこのころ箱根路の往還を停廢し、足柄路を通行せしむ。 停箱根路復足柄路
4	1616 元和2	交通	是月令せられしは、 傳馬をはじめ駄賃荷物 、いずれも一駄四十貫目たるべし。府より品川まで往還荷物、一駄鐙錢三十四文、板橋へは三十九文、人夫賃は馬の半たるべし。もし制外に増錢をむさばらば、其市中每家過料鐙錢百文づつ出さしめ、當人は五十日獄に繋ぐべし。傳馬并駄賃荷は驛中馬持の心のままたるべし。駄馬多く用ゆる時は、その驛より村々の馬をやとひ、風雨をいとはず、荷物滞滞なからん様に出すべし。歸り馬の賃定の如くたるべし。此令違犯せばその市中父老等まで曲事たるべしとなり。 傳馬駄賃之制
5	1624 寛永元	交通	先手頭一隊づつ年番につとむ、其制は 箱根笛吹兩關に 准じ、 出入とも券符を照し往來を査檢し 。
6	1625 寛永2	維持 管理 交通	諸大名旗本の輩、明年御上洛の事を令せられ、目付の輩には 毎驛行殿橋梁巡察の事 命ぜらる。
7	1628 寛永5	交通	町奉行へしばしば令せらるる法制類心いれ、卑賤のものまで曉諭すべき旨つたふべし、諸驛道中心を用ひ、見聞して聞えあぐべし。
8	1631 寛永8	交通	又驛馬の高札を建らる、(中略)府より品川驛まで駄賃錢壹駄五十文、乗掛荷は人ともにおなじ、無荷にて周知乗らば三十二文、人夫は壹人廿五文たるべしとなり。
9	1633 寛永10	交通 維持 管理	松平伊豆守信綱、大目付井上筑後守政重、柳生但馬守宗矩は、明年御上洛にて、 各驛御旅館并道路巡察命ぜられいとま給ふ 。 松平信綱等被命巡察上洛各驛旅館道路
10	1634 寛永11	交通	十四日けふ諸驛に令せらるるは、驛馬晝夜に限らず出すべし、駄賃錢定め如くうけとるべし、増錢とらば囚獄せらるべし、法令違犯して賃錢をむさばり、あまつさへ其地の馬出さざるは曲事たるべし、雇ひ馬せん事ははかりあふまたるべし、刃傷せられしか、其他いぶかしげなる者馬からんといふときは、晝夜共に訴へ出べし、其他寛永二年十一月馬夫等ささげし手形のむねそむくに於ては、曲事たるべしとなり。 驛馬制
11	1636 寛永13	交通	相模國箱根の關に條約を下さる、その文にいふ、往來の旅人關所前にて笠頭巾脱せしむべし、もし轎にのらば戸をひらかせ通すべし、女乗物は婦女をして改めしむべし、公家、門跡その他大名、高家等は、あらかじめその沙汰あるべければ査檢に及ばず、箱根關法度
12	1644 正保元	交通 維持 管理	十六日國廻目付小笠原孫座衛門某、今福次大勝正京坂までの驛路巡察、大番天野傳左衛門重時、中根茂助正次は西城大手橋改架奉行命ぜらる。
13	1656 明暦2	交通	また御側所屬の圖目付を 東海道の驛路 につかはされ、 毎驛の人馬遅滞すべからざる旨 令せしめらる。
14	1660 万治3	交通 周知	諸驛に令せらるるは、 高札の旨 、其他令制違犯のものあらば、 各驛の役人、宿驛制度
15	1662 寛文2	交通 維持 管理	京坂井に諸驛地震のさま巡察ぜられいとまたまふ。
16	1663 寛文3	交通	道路、驛馬、舟梁等無斷絶、不可令往還之停滯事 、私之關所、新法之津留制禁之事。 武家諸法度頒布
17	1664 寛文4	交通 補修	鷹司家の姫君參向により、大番組頭小川新九郎安則、 中山道驛々橋梁修治 并に扈從の事仰付らる。 中山道驛々及橋梁修治
18	1664 寛文4	交通 補修	けふ令せらるるは、 こたび關東の國々巡視命ぜらるる により、往還の便を得べきため、 道路、橋梁を修めしむべし 、收穫の時なれば掃除等なすべからず、一切贈遺あるべからず、巡視のともがら驛々にて、米豆などその郷估もてうりあたふべし、すべて物價、常時のごとくうらしむべし。 關東諸國巡視道路宿泊令條

表-9 『徳川実紀』にみる「流通・交通政策」(2/4)

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
19	1665 寛文5	交通	また中山道諸驛に令せらるるは、 人馬晝夜風雨のときも、とどこほらず出すべし 、 毎驛に馬五十疋を備へ 、大名一家に一日に二十疋出すべきむね、さきに令せられぬ、ゆききのともがちにその旨を告て、定外に出すべからず、驛夫もこれにおなじ、轎は六人の價うくべし、山轎は四人の價たるべし、負擔は一夫五貫目をかざるべし、長持は十貫目は二人、二十貫目は四人、三十貫目は六人、それよりおもきは搬送すべからず、一馬五貫目迄の荷物は、から尻とおなじ價をうくべし、それよりおもきは、本馬の定價をうくべし、夜中はからじりも本馬に同じ、本馬二割増の價をうくる事は、あらかじめ令すべし、薪價うにて投宿するもまたおなじ、すべて驛々にて 道中奉行の家士 と稱するものあらば、とらへ置うたへ出べし、奉行の家士ならば、其主人より死刑に處すべし、もし他人のいつはり稱するものは、官よりきびしく罰せらるべければ、その心してうたへ出べし、東海道とおなじく、娼婦、博戲の事、いよいよかたく禁ぜられ、五人組の印記をとり置きむね、庄屋、問屋に令すべしとなり。 中山道宿驛制
20	1665 寛文5	交通 周知	けふ品川、板橋、千住の驛に、あらためて高札を建てらる。 品川板橋千住驛高札
21	1666 寛文6	交通 周知	中山道諸驛高札改らるるによて歩行目付つかはさる。 中山道諸驛高札
22	1666 寛文6	交通 周知	この月令せらるるは、 驛路に高札を立らる 、近年米豆の價湧貴するをもて、 驛々難困する により、鳩が谷より大門へ駄賃錢一駄に五十文、乗掛荷は人ともに上に同じ、荷なくて乗るは三十三文、夫は二十五文、川口へ一駄四十三文、荷なきは二十九文、夫は二十一文とるべし、ゆききのともがら近年人馬を多く用るをもて、 驛々難困 すれば、たとひ國持大名たりといふとも、家士ともに一日二十五匹、二十五人に過べからず、此外に人馬用ひば、その日の前後にわかつて用ゆべし、人馬ともに定のごとく、驛々にてつぎ立べし、もし追ひ通すものあらば、(以下略) 遣使巡察東海東山堤防破壊地
23	1667 寛文7	交通 周知	十六日奥州白川まで、 諸驛高札建政のため歩行目付遣 はさる。 諸驛高札改建
24	1674 延宝2	交通	此月各驛に錢を恩貸せらる、東海道は品川より枚方にいたる六十六驛のうち、五十五驛は毎驛各千貫文、由比は三千貫文、橋本、守口の二驛は各四百貫文、六郷、馬入、富士、天龍、熱田、桑名の六津もおなじ、安部、大井の川越夫は各百貫文、中山道下板橋より守山に至る七十九驛は各三百五十貫文、日光井に奥道千住より白川に至る四十四驛のうち三十八驛は各三百五十貫文、(以下略) 府下傳馬町及五街道宿驛恩貸
25	1675 延宝3	交通	廿七日東海、木曾兩驛道難困のさまを、歩行者付二人して巡察せしめらる、人馬賃錢増加ある故とぞ。 東海木曾兩驛道難困
26	1686 貞享3	職掌 交通	此月道中奉行して令せられしは、 驛次往來のもの 、荷物、の貫目定限より、近年は重きも有りて、人馬とも其數を増し、 驛々難困するよし なれば、定制貫目より重からしむべからずとなり。 驛路制
27	1690 元禄3	交通	此月令せらるるは、近年諸驛難困するにより、こたび人馬駄賃錢、東海道は一割半、其他は一割増たるべし、中山道、日光道中、甲州奥州道中、美濃佐屋路、水戸佐倉道中にも此旨令せらる、又馬入川、天龍川、富士川も添高札建られ、其條約を載らる。 諸驛駄賃増加
28	1698 元禄11	交通 維持 管理	少老米倉丹後守昌尹京攝河功、 東海驛路巡察の事 命ぜらる。
29	1698 元禄11	職掌 交通	七日勘定奉行松平美濃守重良、大目付神尾備前守元清と共に、 驛路の事奉るべし と仰付らる。

表-10 『徳川実紀』にみる「流通・交通政策」(3/4)

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
30	1704 宝永元	交通	けふ令せらるるは、諸大名参観就封のとき、道中紛擾せざるやうにし、従者繁多にせず、一驛にさしつどふべからず、人数を前後にわけて往来せしむべし。もしさしつどひしときは、はかりあひ、馬をやとひ往来し、制外に添吏添馬出さしむべからず、なべて諸道通行の輩そのむね心得べし、御朱印もて往来するものたりとも、みだりに人馬多く出さしむべからず、驛次にて荷物貫目、彌定の如くたるべし、たとひ官事にて往来すとも、荷物を制外におもからしむべからずとなり。
31	1705 宝永2	職掌 交通	七日勅定奉行石尾阿波守氏信驛路の事令ぜらる。 勅定奉行石尾氏信掌驛路事
32	1707 宝永4	維持 管理 交通	酒井左衛門尉忠貞、本多吉十郎忠孝、眞田伊豆守幸道は諸驛修築の助役を命ぜらる。諸驛修築助役
33	1709 宝永6	交通 禁止 事項	また令せられしは、牛馬あまたひきつづき、往来のさまたげすべからざる旨、しばしば令すといへども、頃日また猥りなるよし聞ゆ、さあらむには、此後牛引者はさなり、其主井に其地の父老までも、厳料に處せらるべしとなり。
34	1711 正徳元	交通	この月相模の箱根、根府川、矢倉驛の三關に令せらるるは、關門出入のともがら、笠巾を脱しむべし、轎に乗りしは戸を開かしむべし、關より外に出る婦女は、つぶさに券を照して通すべし、轎に乗りしは、番所よりも婦女を出して改めしむべし、手負、死人、その他不審のものは、券なくして通すべからず、公武の家々より、あらかじめその子細を告置しは、その沙汰にをよばず、されどそれとも不審なる事あるは、 箱根根府川矢倉驛澤關所令
35	1711 正徳元	交通	また傳馬并に駄賃の荷物、一駄に重さ四十貫目、歩持の荷物、一人の重さ五貫目、長持一掉重さ三十貫目、ただし一人五貫目の定をもて、三十貫目の荷は六人に持てしむべし、それより軽きは、貫目にしたがひ減省し、この外いづれの荷物もこれに准ずべし。(以下略) 驛路制
36	1711 正徳元	交通 維持 管理	大目付松平石見守乗邦驛路巡察はてて歸謁す、勘定のともがらもおなじ。
37	1712 正徳2	交通	この日令せられしは、相模國小田原は大磯、箱根までの驛次なれど、道の程遠く、ことに箱根は海道第一の難阻にて、人馬ともにつかるのみならず、先の地震の時に民屋多半焼うせ、死傷のものもあり、その後も東國砂ふり、田圃荒廢し、傍近の村里よりも助役もかなはねば、この驛に臨時費用ありて、ことさら難困するよし聞ゆれば、(中略)伊豆の三島驛もこれにおなじ、また信濃國坂本、輕井澤兩驛は、碓氷峠の前後にて、山路の險難を登降し人馬疲勞すれば、これも救米賜はるべし、されど中山道は東海道の半役なれば、年ごとに百五十苞下さるべしとなり。 驛路制
38	1721 享保6	職掌 交通	廿日勅定奉行寛播磨守重賢驛路の事奉はる。
39	1724 享保9	職掌 交通	けふ勅定奉行寛播磨守重賢驛路の事奉はりしをゆるされ、稻生下野守正武をしてこれにかはらしむ、また驛路の事つかまつりし興力、同心を停廢せらる。
40	1725 享保10	交通	廿六日令せられしは、東海道の驛、人馬たちはぬ故に、役をたすくる村々難困するをもて、こたひ驛々の人馬、定限をかくまじきよし令せられ、過多の人馬は、はぶくべしとさだめらる、諸大名をはじめ往来する輩、あらかじめ觸置、價ただしくとらすべし、もし臨時に人馬をやとふ時は、驛長とはかり、暴横のふるまひあるべからず、もし驛長ひが事あらば、後に道中奉行にうたへ。(以下略) 驛路制

表-11 『徳川実紀』にみる「流通・交通政策」(4/4)

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
41	1737 元文2	交通 改良 工事	この月勘定奉行して、代官大草太郎左衛門政永に令せらるるは、去年高波にて崩壊せし北陸道の驛路、もとのごとく修理くはへずしては叶ひがたきや、その地により、かるく修理加へしかるべき地もあるべし、費用は松平河内守直好より申しごとくたるべし、かつ驛路のみにあらず、外にも道筋あるべけれども、本道よりはいか程、里程の遠近あるや、さのみたがはざらんには、是迄の驛路を停廢し、その人家を新道にうつさば、今より後、水害も免るべきか、さあらんには、費用會計出すべしとなり。 北陸道驛路查驗
42	1742 寛保2	交通	この月市井に令せらるるは、牛車、大八車、地車など數多く牽續、往還の妨となれば、さあるまじき旨、前にも令せられしに、頃日みだりになり行、牛數多牽續、あるは車に荷物つみしま、狹隘の路に牛をいこはせ、往来を妨げ、あるは率領つかざる車もありと聞ゆ、いとひが事なり、今より後かたくまより、車數多く牽とも間をへだて、各率領をつけ、さだかなる荷物も、道途の障りとならざるやうにすべし。(以下略)
43	1747 延享4	交通	けふ令せられしは、官事もて驛路ゆききする人々、驛路制(御朱印人馬 人馬割人馬私役)もしひがふるまひするものあらば、驛々に検察を加えとどめ置、道中奉行の元にうたへ出べきむね。 驛路制(驛長召喚禁止) 驛路にても詳かに検點し、たがふ事あるにをいては、たとひ官用の行季たりとも、其所にとどめ、奉行所に訴ふべし、驛路のものらひが事ある時は、旅人により、 驛路制(行李定制)
44	1758 宝暦8	交通	八日諸道旅行の制度を定め令せらる、公用もて旅行のともがら、御朱印の券にしるされし定額の外に、人馬多くいだしむるよし聞ゆ、さきざきも令せられし如く、限外の人馬かたく出さしむべからず、定額の外の人馬は、賃錢定のごとく興ふべし。(以下略) 驛路制
45	1758 宝暦8	交通	牛馬、大八車、荷附馬引ありくとき、往来のさまたげなすまじきよし、前々も令し下されしにゆるがせになり、馬夫、牛かひ等、ほりかなる事のみして、往来の人をもよけず、ことに官物の牌立行ときは、更に横暴のふるまひなして、路人のなやみとなるよし聞えたり、今より後さる舉動のものあらば、重く咎めらるべし。 道路制

とあるように、通行料や荷物の運搬料である駄賃の制定等、都度改正が行われていた(表-8 No.8, No.10, 表-9 No.22, No.24, No.26, No.27, 表-10 No.35)。

明暦2(1656)年(表-8 No.13)。

「また御側所屬の圖目付を東海道の驛路につかはされ、
毎驛の人馬遅滞すべからざる旨令せしめらる。」

とあり、寛文5(1665)年(表-9 No.19)。

「中山道諸驛に令せらるるは、晝夜風雨のときも、とどこほらず出すべし、毎驛に馬五十疋を備へ、大名一家に一日に二十五疋出すべきむね、さきに令せられぬ。」

駅では、荷物を運搬する馬を常時待機させ、たえず出勤できるようにせよなど、物流が滞ることのないよう、令が出されていた(表-8 No.16, 表-10 No.30, No.40)。

一方で、貞享3(1686)年(表-9 No.26)。

「此月道中奉行して令せられしは、驛次往来のもの、荷物の貫目定限より、近年は重きも有りて、人馬とも其

数を増し、驛々艱困するよしなれば、定制貫目より重からしむべからずとなり」

今日、荷物が段々と重くなり、往来する人や馬の数が増え、各驛は困っているとの記述もみられた。

c) 滞りなく通行することができる道路環境の確保

「道路」において支障なく通行できるよう、定められており、宝永6(1709)年(表-10 No.33)には、

「また令せられしは、牛馬あまたひきつづき、往来のさまたげすべからざる旨、しばしば令すといへども、頃日また猥りなるよし聞ゆ、さあらむには、此後牛引者はさらなり、其主井に其地の父老までも、嚴料に處せらるべしとなり。」

道路上で牛や馬が往来の妨げとなっていた。さらには、牛車や大八車などの今でいう違法駐車が増え、往来の妨げにならないようにせよと示されていた(表-11 No.42)。

d) 関所における通行の取り締まり

関所を通行する際に、取り締まりの内容を詳述した記載が存在した。寛永元(1624)年(表-8 No.5)。

「先手頭一隊つつ年番につとむ、其制は箱根笛吹兩關に准じ、出入とも券符を照し往来を査檢し。」

箱根と笛吹にある関所において、そこを出入りする人々に対して、通行許可を持っていることを確認するように命じていた。

正徳元(1711)年(表-10 No.34)には、

「この月相模の箱根、根府川、矢倉驛の三關に令せらるるは、關門出入のともがら、笠巾を脱しむべし、轎に乗りしは戸を開かしむべし、關より外に出る婦女は、つぶさに券を照して通すべし、轎に乗りしは、番所よりも婦女を出して改めしむべし、手負、死人、その他不審のものは、券なくして通すべからず、公武の家々より、あらかじめその子細を告置しは、その沙汰にをよばず、されどそれも不審なる事あるは。」

相模国の箱根、根府川、矢倉を通過する際の取り締まりに関する記述であった。そして、婦女が先の関所を超える場合、被っている笠は脱がすこと、籠に乗っている場合には扉を開けたうえで、速やかに通行許可を照合するよう要請がなされた。朝廷や幕府からの事前告知があった場合は除いて、通行許可を持っていない負傷者、死者、その他の不審者、不審物を通行させてはならないよう、命令が下されていた。これは、いわゆる「入り鉄砲に出女」を指すと考えられ、『日本国語大辞典』¹⁰⁾をみると、「江戸時代、関所を越えて、江戸に持ち込まれる鉄砲と、江戸から地方に出る江戸在住の婦女子のこと、鉄砲は謀反などに利用されるのを防ぐため、婦女子は人質として江戸居住させられている大名の妻が変装して江戸を脱出するのを防ぐために、関八州の関所、ことに上方に通じる箱根できびしく詮議した。」

とあり、関所での厳しい取り締まりが実施されていた。

(5) 禁止事項

道路管理者が、道路使用者の勝手な道路占有等を禁ずる規則を制定したものである。本研究で対象とした『徳川実紀』には、8ヶ所にその記載があった。

慶長12(1607)年(表-12 No.1)。

「十九日道路の制を令せらる。堤と河邊との間に、牛馬を放ちかふべからず。道の外をみだりに往還すべからず。樹木接木等に差さはるべからず。此令にそむくものは、曲事たるべしとなり。」

牛や馬などの家畜を堤防法面や堤外地での放牧、堤防の道路ではない部分(天端部分を指すカ)をみだりに往来させることを禁止していた。これらは、堤防法面が崩壊しないように保護すると共に、河川の流路が無計画に変化しないようにする目的があったものと考えられる。また、慶長16(1611)年にも、ほぼ同様の記述が再度掲

表-12 『徳川実紀』にみる「禁止事項」の項目

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	1607 慶長12	禁止事項	十九日道路の制を令せらる。堤と河邊との間に、牛馬を放ちかふべからず。道の外をみだりに往還すべからず。樹木接木等に差さはるべからず。此令にそむくものは、曲事たるべしとなり。 道路之制
2	1611 慶長16	禁止事項	この日道路の法令を仰下さる。堤と川よけの間に牛馬を放べからず。道路ならぬ所をみだりに行来すべからず。樹木ならびにさし木等にさはるべからずとなり。 道路法度
3	1612 慶長17	維持管理事項	十六日道路堤防の制を仰下さる。大道小路とも馬さくりの所は、あるは砂あるは石もて堅固にならし。道の側には水路をうがつべし。泥滑の所も砂石もて堅固ならしむべし。堤防の芝生を剪剥すべからず。馬さくりの所は、土をもて堅固にすべし。道路よろしき地にみだりに土を敷べからず。橋梁は公料私領土とも破損せば令し下さるべし。代官等心いれて修理加へしむべしとなり。またこの事の奉行を令せらる(以下略)。 道路堤防并橋梁之制
4	1648 慶安元	維持管理 禁止事項	この月令せられしは、市井泥濘の道路は、浅草砂に海砂まじへ、道途高低なく中高に築くべし。芥ならびに泥もて街道を築くべからず。下水の樋井に路傍の溝渠壅埋せざるやう塵芥を除くべし。もしそむくものは曲事たるべしとなり。 道路下水制
5	1657 明暦3	維持管理 禁止事項	此月令せらるるは、市井の屋舎營作のとき地を修築せば、道の兩邊高低なきやうになすべし。并に大路は、隣街の高低になりひ築くべし。をのがまにきづく事あるべからずとなり。 府内屋舎營作制
6	1659 万治2	維持管理 禁止事項	御旅館の事奉はりし大名に仰下さるるは、行殿改造する事あるべからず。但軽く修繕すべし。道途は歩みやすき程に作り。洒掃のみして芝を付。くり石敷事あるべからず。并にあらかじめ道途に人おほく付置べからず。路傍に湯水を備へ置事は、三里ほど間を隔てて一所づつあるべし。 日光社参將軍宿城令條
7	1668 寛文8	禁止事項	市井大路をほりて、諸器財を埋をくにより道せべく、ゆききのささはりとなれば、今よりのち大路に器財を埋むべからず。埋置しはすみやかにほり出し。道を修築すべし。もしそむかば嚴にとがめらるべし。かまへていささかも怠るべからずとなり。 器財道路埋没禁制
8	1709 宝永6	交通 禁止事項	また令せられしは、牛馬あまたひきつづき、往来のさまたげすべからざる旨、しばしば令すといへども、頃日また猥りなるよし聞ゆ、さあらむには、此後牛引者はさらなり、其主井に其地の父老までも、嚴料に處せらるべしとなり。

載されていた(表-12 No.2)。

寛文 8 (1668) 年の『器財道路埋没禁制』では(表-12 No.7) ,
「市井大路をほりて、諸器財を埋をくにより道せばく、ゆききのさはりとなれば、今よりのち大路に器財を埋むべからず。埋置しはすみやかにほり出し、道を修築すべし。もしそむかば嚴にとがめらるべし。かまへていささかも怠るべからずとなり。」

大路を掘削して、家財道具等を埋めたために、道路の幅員が狭くなり、往来の妨げとなっていた。速やかに埋めたものを取り出し、元の状態に戻すように定められた。

(6) 民衆への周知

民衆へ周知をするために設置された高札に関するものが 8 項目で記載されていた。高札とは、『大辞泉』¹¹⁾によると、

「主に江戸時代、法度・禁令、犯罪人の罪状などを記し、一般に告示するために町辻や広場などに高く掲げた板の札。明治 6 年 (1873) 廃止。たかふだ。」を指す。

a) 高札の設置

高札を設置したり、改正した内容に更新したりすることが記載されていた。寛文 5 (1665) 年(表-13 No.3) ,
「けふ、品川、板橋、千住の驛に、あらためて高札を建らる。」

翌年の寛文 6 (1666) 年(表-13 No.4 および No.5) ,
「中山道諸驛高札改らるるにて歩行目付つかはさる。」

「この月令せらるるは、驛路に高札を立らる。近年米豆の價湧貴するをもて、驛々難困するにより。」これらの記述があり、主として高札をいつ、どこに立てたか、また高札の改正を中心に記述がなされていた。

b) 高札の施工手法

1 ヶ所ではあったが、海岸沿いに設置した高札の施工手法を記述したものがあった。寛文 8 (1668) 年(表-13 No.7) ,
「又令せらるるは、各浦高札。これより先は上品の木材を用ゆるといへども、こたびは雑木を用べし。其地處は野づら石垣もて築き。もし石にて便りよからぬ地は、芝土居たるべし。其地にありあふ木もて雨覆をすべし。年月を経て、札の文字見えわかざるに至らば、地頭、代官のもとにうたへ。私領は地頭より改め建べし。光料は代官より、勘定頭に伺ひて指揮を得べしとなり。」

今後、高札には質の良い木材を用いること、その基礎には野面積みで石垣を築き、石垣で不安な場合には、芝土居(土をつき固めた表面に芝を張ったもの)とすること、その土地にある木材で良いから、降雨から高札を守る覆

いを付けることとしている。そして、時間を経て札の文字が見えづらくなった場合には地頭、代官の元へ訴えることと示されていた。海浜部では、その他の設置場所と比較して、高札の倒壊や文字の消失が頻繁に生じていたと思われる。

5. 道路施工

本章では、道路造成や補修などの具体的な記述についてまとめた。前章で示した「規則の制定」よりも、掲載数は少ない状況にあった。

(1) 新規造成

本研究で対象とした時代において、新規に道路造成を行ったとする記述は、4 ヶ所と少ない状況にあった。

表-13 『徳川実紀』にみる「民衆への周知」の項目

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	1631 寛永8	交通 周知	又驛馬の高札を建らる。其文にいふ、(中略)府より品川驛まで駄賃錢壹駄五十文、乗掛荷は人ともにおなじ、無荷にて乗らば三十二文、人夫は壹人廿五文たるべしとなり。
2	1660 万治3	交通 周知	諸驛に令せらるるは、高札の旨、其他令制遠犯のものあらば、各驛の役人、宿驛制度
3	1665 寛文5	交通 周知	けふ品川、板橋、千住の驛に、あらためて高札を建てらる。品川板橋千住驛高札
4	1666 寛文6	交通 周知	中山道諸驛高札改らるるにて歩行目付つかはさる。中山道諸驛高札
5	1666 寛文6	交通 周知	この月令せらるるは、驛路に高札を立らる。近年米豆の價湧貴するをもて、驛々難困するにより、鳩が谷より大門へ駄賃錢一駄に五十文、乗掛荷は人ともに上に同じ、荷なくて乗るは三十三文、夫は二十五文、川口へ一駄四十三文、荷なきは二十九文、夫は二十一文とるべし、ゆききのともがら近年人馬を多く用るをもて、驛々難困すれば、たとひ國持大名たりといふとも、家土ともに一日二十五匹、二十五人に過べからず、此外に人馬用ひば、その日の前後にわかつて用ゆべし、人馬ともに定のごとく、驛々にてつぎ立べし、もし追ひ通すものあらば、(以下略) 遣使巡察東海東山堤防破壊地
6	1667 寛文7	交通 周知	十六日奥州白川まで、諸驛高札建政のため歩行目付遣はさる。諸驛高札改建
7	1668 寛文8	周知	又令せらるるは、各浦高札。これより先は上品の木材を用ゆるといへども、こたびは雑木を用べし。其地處は野づら石垣もて築き。もし石にて便りよからぬ地は、芝土居たるべし。其地にありあふ木もて雨覆をすべし。年月を経て、札の文字見えわかざるに至らば、地頭、代官のもとにうたへ。私領は地頭より改め建べし。光料は代官より、勘定頭に伺ひて指揮を得べしとなり。各浦高札制
8	1692 元禄5	周知 改良 工事	この月輕井澤驛または和田驛、下諏訪驛道路險隘にて、人馬艱困すとして、賃錢をまさる高札を各所に立らる。また野尻驛、原驛の間險阻により、新に道を改造し、行程六町餘延たればとて、これも人馬の増錢あり。宿驛制
9	1721 享保6	周知	日本橋に高札を建らる。その文にいふ、近き此幾度となく、所々に名もなき捨文して、さまざまの事申す者あり。日本橋高札(目安箱設置)

a) 築城に付随する道路造成

築城に付随するとみられる工事が2ヶ所でみられた。
元和元（1615）年（表-14 No.1），
「かの城溝悉く埋終り．二三丸の掘門櫓残る所なく破却し．本城櫻門邊を往来の道路とするよし聞え上る．」
城溝（堀力）を埋めて往来する道路を造成した．そして、
万治元（1658）年（表-14 No.3）には、
「三丸兩所構造の時．石を持運ぶ人夫通路のため．新道を開き番舎をいとなみ．警衛すべしと仰付らる．」
三の丸を築城する際、石を運搬する人夫のために道路を開削したとみられる。

b) 社会基盤としての道路造成

人々が日常生活で使用する道路の造成に関する記述は、2ヶ所に記述があり、寛文2（1662）年（表-14 No.4），
「晦日五番町より二番町まで直路を開かるるにより．そのほより居住の御家人三人轉宅せしめらる．よて各引料二百兩づつ下さる．」
直線の線形を持つ道路を計画したため、その区間と重なる宅地の移転費用が御家人三人へ支払われたとみられる。
このように、民衆が使用する社会基盤としての道路を新規に造成したものは、先述したものと表-14 No.2を含めて2ヶ所の記載にとどまっていた。

(2) 改良工事

既存の道路幅員を拡張したり、代替となる道路を建設したことが5項目で示されていた。天正10（1582）年（表-15 No.1），
「さて右府國中の刑賞悉く沙汰しはてて．かへさに駿河路をへて富士一覽あるべしとの事なり．そのあたりは君しろしめす所なるがゆへに．其道すがらの大石をのけ．大木をきりはらひ道橋をおさめられ．」
富士山を一望できる所は領主が管理するため、大石を取り除き、大木を切り倒して、そこまでの「道路」や橋梁を設置したとみられる。
寛永18（1641）年（表-15 No.3），
「安國殿を塔の方に引うつされ．塔をば又其傍にうつし．本坊よりつづきし楼閣．山門の傍の僧坊を破壊し．道をひろくなさるべきよしなり．」
安國殿は増上寺にあり、本記述は伽藍内の配置変更であるとみられ、本研究で対象とした社会基盤としての「道路」には該当しないと考えられる。
元禄5（1692）年（表-15 No.4）には、
「この月輕井澤驛または和田驛．下諏訪驛道路險隘にて．人馬艱困すて．賃金をまさる高札を各所に立らる．また野尻驛．原驛の間險阻により．新に道を改造し．行程六町餘延たればとて．これも人馬の増錢あり．」
野尻驛と原驛の間が險阻で、人や馬の往来に支障をきたしていた。そこで、路線を六町（約654.5m）余延長し

て、勾配が緩やかな道路へと付け替えた。それに伴い、通行料の値上げが行われたとみられる。

道路の付け替え工事としては、元文2（1737）年（表-15 No.5）にも行われ、

「この月勘定奉行して．代官大草太郎左衛門政永に令せらるるは．去年高波にて崩壊せし北陸道の驛路．もとのごとく修理くはへずしては叶ひがたきや．その地により．かるく修理加へしかるべき地もあるべし．費用は松平河内守直好より申出しごとくたるべし．かつ驛路のみにあらず．外にも道筋あるべけれども．本道よりはいか程．里程の遠近あるや．さのみたがはざらんには．是迄の驛路を停廢し．その人家を新道にうつさば．今より後．水害も免流べきか．さあらんには．費用會計出すべしとなり．」

北陸道の驛が高波で崩壊したため、従来の驛を廃止し、人家を新道の沿線に付け替えた。このことで、水害をうけることも免れるようになるのではないかと記されていた。なお、本事業については、普請奉行ではなく勘定奉

表-14 『徳川実紀』にみる「新規造成」の項目

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	1615 元和元	新規造成	かの城溝悉く埋終り．二三丸の掘門櫓残る所なく破却し．本城櫻門邊を往来の道路とするよし聞え上る．
2	1620 元和6	新規造成	十八日都にてはけふ 女御入内し給ふ．かねて二條の城より 大内迄の道作り．
3	1658 万治元	新規造成	三丸兩所構造の時．石を持運ぶ人夫通路のため．新道を開き番舎をいとなみ．警衛すべしと仰付らる．
4	1662 寛文2	新規造成	晦日五番町より二番町まで直路を開かるるにより．そのほより居住の御家人三人轉宅せしめらる．よて各引料二百兩づつ下さる．法度（塵芥）

表-15 『徳川実紀』にみる「改良工事」の項目

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	1582 天正10	改良工事	さて右府國中の刑賞悉く沙汰しはてて．かへさに駿河路をへて富士一覽あるべしとの事なり．そのあたりは君しろしめす所なるがゆへに．其道すがらの大石をのけ．大木をきりはらひ道橋をおさめられ．
2	1614 慶長19	交通改良	またこのころ箱根路の往還を停廢し．足柄路を通行せしむ．停箱根路復足柄路
3	1641 寛永18	改良工事	安國殿を塔の方に引うつされ．塔をば又其傍にうつし．本坊よりつづきし廊閣．山門の傍の僧坊を破壊し．道をひろくなさるべきよしなり．増上寺安國殿移転
4	1692 元禄5	周知改良工事	この月輕井澤驛または和田驛．下諏訪驛道路險隘にて．人馬艱困すて．賃金をまさる高札を各所に立らる．また野尻驛．原驛の間險阻により．新に道を改造し．行程六町餘延たればとて．これも人馬の増錢あり．宿驛制
5	1737 元文2	交通改良工事	この月勘定奉行して．代官大草太郎左衛門政永に令せらるるは．去年高波にて崩壊せし北陸道の驛路．もとのごとく修理くはへずしては叶ひがたきや．その地により．かるく修理加へしかるべき地もあるべし．費用は松平河内守直好より申出しごとくたるべし．かつ驛路のみにあらず．外にも道筋あるべけれども．本道よりはいか程．里程の遠近あるや．さのみたがはざらんには．是迄の驛路を停廢し．その人家を新道にうつさば．今より後．水害も免るべきか．さあらんには．費用會計出すべしとなり．北陸道驛路査驗

行が主導して実施されていた。

(3) 補修（災害復旧を含む）

災害復旧を含む道路の維持管理や補修に関する具体的な事例は、9項目が該当した。既存の道路を維持管理していくため、掲載年の偏りはみられなかった。

a) 日光街道の補修

徳川家康を祀る日光山へ至る日光街道の修理は3ヶ所の記述であった。寛永元（1624）年（表-16 No.1）、「廿一日此日日光山御宮造営により、惣奉行命ぜられし松平右衛門大夫正綱、秋元但馬守泰朝に、老臣連署の令を下さるる府より日光山に往来の諸驛道橋修理。」日光東照宮を造営するため、日光街道の宿場や橋梁に加え、「道路」の修理が行われた。それ以後の寛文3（1663）年（表-16 No.5）には、「こたび日光山に詣たまふ道の事、神田橋門より本郷を御経過あれば、とほらせ給ふ市井、わけて心を入洒掃すべし。道路あしき地は一兩日をかぎり、浅草砂もて中たかく修築すべし。」

日光街道の神田橋より本郷の間の掃除および道路事情が悪い部分の補修を行った。

b) 中山道および木曽路の補修

日光街道と同様、五街道の一つに数えられる中山道について、3ヶ所で道路の修理に関する記述があった。寛永11（1634）年（表-16 No.2）には、「九日御上洛供奉の輩、木曽路通行すべきをもて、道梁修理加ふべし。」

そして、寛文4（1664）年（表-16 No.6）には中山道の記述が再びみられ、

「中山道驛々橋梁修治并に扈從の事仰付らる。」とある。その他には、本章の d) で詳述する慶安2（1649）年（表-16 No.3）、道路の表層に海砂や浅草砂を敷き詰めるよう、補修の指示が出されていた。中山道は、他の五街道に比べて山間部を通るため、維持管理に手間がかかっていたと推察される。

c) その他の補修に関する事項

その他の道路に関する補修は、寛文4（1664）年（表-16 No.7）をみると、

「けふ令せらるるは、こたび關東の國々巡視命ぜらるるにより、往還の便を得べきため、道路、橋梁を修めしむべし。」

人々の往来を都合良くするために、関東の国々を見回り、道路等を修理したという。

また、宝永4（1707）年（表-16 No.8）には、「こたびの地震により、諸道堤防破損の所、速にすべきむね。」

と記載され、宝永地震により破損した道路や堤防の修理を速やかに行う必要があるとの災害復旧に関わる事項が

1ヶ所ではあるが示されていた。

d) 浅草砂を用いた道路の補修

道路の補修を行う際、浅草砂を用いる記述が、17世紀中頃にのみ存在した。『日本国語大辞典』¹²⁾には、「浅草砂」と「浅草砂利」の項目が示されており、「浅草砂」は、

「江戸初期、江戸浅草辺から採取した砂。」

そして、「浅草砂利」については、

「江戸初期、江戸で地突（じづき）に用いた浅草産の砂利。」

とある。

「浅草砂」の初出は、「4(2) 維持管理」に該当した慶安元（1648）年（表-4 No.9）の項目で、

「この月令せられしは、市井泥濘の道路は、浅草砂に海砂まじへ、道途高低なく中高に築くべし。芥ならびに泥もて街道を築くべからず。下水の樋井に路傍の溝渠壅埋せざるやう塵芥を除くべし。もしそむくものは曲事たるべしとなり。」

道路の断面形状をかまぼこ型にし、降雨時には排水を速

表-16 『徳川実紀』に記載された「補修」の項目

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	1624 寛永元	補修	廿一日此日日光山御宮造営により、惣奉行命ぜられし松平右衛門大夫正綱、秋元但馬守泰朝に、老臣連署の令を下さるるは、府より日光山に往来の諸驛道橋修理、日光山造営法度一
2	1634 寛永11	補修	九日御上洛供奉の輩、木曽路通行すべきをもて、道梁修理加ふべし。
3	1649 慶安2	補修	又市井に令せらるるは、こたび大納言殿日光御詣により、御経過の道路は、みな廣さ一間半通りに海砂をしき、兩脇にある家の前には浅草砂をしくべし。（中略）市街の兩端、浅草砂少しづつ敷べし。もし路せばき所はこの事に及ばずとなり、家綱日光社参道中法度
4	明暦元	補修	品川芝浦海濱の道路を修治せしめらるるとて、御側久世大和守濱之監視にまかる。こは先年波濤のために崩れたるゆへなり、依轉使來聘品川芝浦海濱道路修治
5	1663 寛文3	補修	こたび日光山に詣たまふ道の事、神田橋門より本郷を御経過あれば、とほらせ給ふ市井、わけて心を入洒掃すべし。道路あしき地は一兩日をかぎり、浅草砂もて中たかく修築すべし。家綱日光山参詣法度（道路營夜）
6	1664 寛文4	交通 補修	鷹司家の姫君参向により、大番組頭小川新九郎安則、中山道驛々橋梁修治并に扈從の事仰付らる。中山道諸驛及橋梁修治
7	1664 寛文4	交通 補修	けふ令せらるるは、こたび關東の國々巡視命ぜらるるにより、往還の便を得べきため、道路、橋梁を修めしむべし。收穫の時なれば掃除等なすべからず、一切贈遺あるべからず、巡視のともがら驛々にて、米豆などその郷估もてうりあたふべし。すべて物價、當時のごとくうらしむべし、關東諸國巡視道路宿泊令條
8	1707 宝永4	補修	こたびの地震により、諸道堤防破損の所、速に修理すべきむね、井上河内守正岑、少老稻垣對馬守重富に仰付らる。諸道堤防修理
9	1722 享保7	補修 職掌	この日代官小宮山奎之進昌世に命ぜられしは、佐倉、小金等の牧地、新田、林などのこと、聞えあげしごとく、心にまかせ處置すべし。野牧の道途修理なども、牧士の長綿貫夏右衛門に指揮してはからふべしとなり。代官小宮山昌世被命佐倉小金牧場開拓植杯

やかに行う横断面に修築し、その際の材料は「浅草砂」を用いよとの記述であった。この記述について、『明治以前日本土木史』¹⁹⁾には、

「御府内備考卷之十七浅草之五に記する所によれば、萬治三年（2320）に御城天守御普請用の砂利取場御用地となりたる、「浅草田町一丁目之内西側凡百間之場所、字砂利場と唱申候」といふ土地（浅草寺領）、及び寛文四年（2324）に其東側にても同様、「小石取場御用被召上候」とある土地（浅草寺領）の一带より、所請山砂利の産出せしことは明にして、又「浅草寺北大門通り観音院内東西の砂利場之内西砂利場之跡（中略）並東砂利場云々」とある通り、砂利と小石とを同義に解したる時代なれば、砂礫を「浅草砂」と特稱したることも別に怪しむに足らざるなり。されば之を以て路面の敷砂利に關する初見とし、且路面を蒲鋒形に中高に仕上ぐることは、路面排水に留意したる路面固めとして、幼稚なれども、具體なる技術上の存在といふべきなり。（※引用部の数値は、皇紀を）」

万治 3（1660）年に続き、寛文 4（1664）年に江戸城の普請で用いる採石場として、浅草が選出されていたとみられる。それよりも 12 年前、「浅草砂」の初出であった慶安元（1648）年には、道路に敷く砂あるいは砂利を採取できる状況にあったとみられる。

翌年、慶安 2（1649）年（表-16 No.3）の記述には、「又市井に令せらるるは、こたび大納言殿日光御詣により、御経過の道路は、みな廣さ一間半通りに海砂をしき。兩脇にある家の前には浅草砂をしくべし。（中略）市街の兩端、浅草砂少しづつ敷べし。もし路せばき所はこの事に及ばずとなり。」

また、寛文 3（1663）年（表-16 No.5）には、「こたび日光山に詣たまふ道の事、神田橋門より本郷を御経過あれば、とほらせ給ふ市井、わけて心を入洒掃すべし。道路あしき地は一兩日をかぎり、浅草砂もて中たかく修築すべし。」

とある。道路状況が悪くなっている箇所には、浅草砂を敷いて修築せよとの記述であった。このように、17 世紀中頃のみ「浅草砂」を用いよとの指示が集中しており、上述した 3 ヶ所以外ではみられない状況にあった。

6. 調査

主として、「道路」の位置等を示した地図や絵図等を作成した記述が 4 ヶ所で記載されていた。

(1) 測地・作図

17 世紀初頭の寛永 11（1634）年（表-17 No.1）には、「十五日留守居酒井紀伊守忠吉は、目付黒川八左衛門盛

至并晝工一人そへて、伊豆海邊の山水道路の圖を作るべしと仰付られかの地に赴く。これ御上洛によてなり。」

伊豆沿岸部の自然地形に「道路」を加えた図を作成したとの記述があった。それから 12 年後の正保 3（1646）年（表-17 No.2）には、

「大番松田六郎左衛門定平、飯河新右衛門直信、府より大坂迄の驛々道橋を巡察し、地圖を造るべしと仰付られ暇給ふ」

江戸から大阪までの宿場、道路、橋梁を巡察したうえで、地図が作成された。

万治元（1658）年（表-17 No.3）では、

「此日令せらるるは、各宅の地名、四面の間敷及び地形方位をつばらにただし繪圖となし、左右、表裏、地主の姓字をもしるし、但近隣はかり合せ、一紙に圖せば猶よかるべし。もしそはなしがたきゆへあらば、各別に圖し、宅地高低あるか、または往還の道坂、谷川、渠などあらば、そのよしをも注記し（以下略）」

各々の建築名称と地主の苗字等を付記、地形の高低差や方位を調整し、道路、河川、水路などを書き込んだ江戸の地図（絵図）を作成した。

7. 先行研究にみる江戸幕府の道路行政政策

ここまで、江戸幕府における道路行政政策を『徳川実紀』の記述から明らかにした。表-1 の 1. 規則の制定は、117 項目であったのに対して、個々の事業を挙げた

表-17 『徳川実紀』にみる「測地・作図」の項目

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	1634 寛永11	測地 作図	十五日留守居酒井紀伊守忠吉は、目付黒川八左衛門盛至并晝工一人そへて、伊豆海邊の山水道路の圖を作るべしと仰付られかの地に赴く。これ御上洛によてなり。
2	1646 正保3	維持 管理 作図	大番松田六郎左衛門定平、飯河新右衛門直信、府より大坂迄の驛々道橋を巡察し、地圖を造るべしと仰付られ暇給ふ、令製江戸大坂間驛路圖
3	1658 万治元	作図	此日令せらるるは、各宅の地名、四面の間敷及び地形方位をつばらにただし繪圖となし、左右、表裏、地主の姓字をもしるし、但近隣はかり合せ、一紙に圖せば猶よかるべし。もしそはなしがたきゆへあらば、各別に圖し、宅地高低あるか、または往還の道坂、谷川、渠などあらば、そのよしをも注記し（以下略） 府内地圖作製
4	1709 宝永6	維持 管理 作図	この日諸國巡使の條約を下さる、其文にいふ、今度諸國に巡視の御使立らるるといへど、地圖を製し、人馬の数を檢することあるべからず、御朱印券にのせられし外の人馬を用ゆるときは、其價を出すべし、城主、領主より使者音物ををくるべからず、郷導の者なくてかなはざる時は、御使より斷るべし、道すがら酒掃すべからず、有来る道橋、往來のたよりよからざる所は、此かぎりにあらず、驛舎ことさら造營し、茶亭など新に設くることあるべからず、諸國巡使條約

「2. 道路施工」は、18 項目と非常に少ない状況にあった。そこで、『徳川実紀』に掲載されている事項を除き、先行研究である『明治以前日本土木史』¹⁴⁾および『日本土木史総合年表』¹⁵⁾にのみ掲載されている「2. 道路施工」に該当する項目を整理したところ、7 項目が該当した(表-18)。

その内訳をみていくと、「2 (1) 新規造成」に関する項目は掲載されていなかった。

「2 (2) 改良工事」は2 事業、3 項目が該当した。元文元 (1736) 年から3 年にわたって、木食僧正彈が幕府の許可を請け、東海道中京都・大津間の日岡峠の急坂、三百間(約 545.4m)を平均勾配 1/20 に改修した。そして、牛車道には白川石を敷き詰めたという(表-18 No.3)。宝暦 8 (1758) 年には、僧鞭牛(生没年: 1710 ~1782)が、岩手県盛岡市と同県宮古市を結ぶ宮古街道(別称: 閉伊街道)の 393km を 30 年間にわたり改修していた(表-18 No.2, No.4)。いずれの事例も、既存道路の改修で新規造成ではなかった。さらに、これら2 事業に共通するのは、幕府直轄ではなく僧侶によるものであった。筆者らは、わが国で古代から近世初頭において仏教思想を背景として土木事業が行われていたことを明らかにしてきたが、続く近世中期に入っても僧侶が継続して土木事業に関与していたことも明らかとなった¹⁶⁾。

「2 (3) 補修(災害復旧を含む)」は、4 項目でみられ、街道沿いに植えられた並木の手入れ(表-18 No.5, No.6)、浅間山噴火による災害復旧(表-18 No.7)が行

われていた。

このようなことから、江戸幕府は道路の新規造成を行い、交通の便を良くして、江戸府内と諸国がたやすく近づくことを嫌ったと考えられる。

『明治以前日本土木史』にも¹⁷⁾、「幕府諸大名の叛亂を企つるを憂へ、軍事的及び政治的の顧慮より、驛遞の如き四方の消息を速報するに必要な人事的制度の設備にのみ重きを置き、土地に固着したる施設には、故意に交通を阻害したる類のものもありたり。」

とある。幕府直轄による道路の新規造成は積極的に行われず、災害復旧のための道路修築が実施された程度であった。諸大名の参勤交代を義務付けていたため、道路の維持管理および補修等は実施していた。

8. まとめ

本研究では、江戸時代前中期における道路行政政策がどのように整備されてきたのかを一次史料である『徳川実紀』を用いて整理し、その分類を試みた。『徳川実紀』は、江戸幕府が取りまとめた公式記録であったため、「1. 規則の制定」に関する記述が139項目のなかで117項目の84.2%が該当した。

江戸幕府の根幹となる「単位」の制定、そのなかで距離を表す里数、街道の起点などの記載は江戸時代前期に集中した。

「維持管理」について、「道路」は絶えず修理を欠かさないようにし、掃除をして道路環境を美しく保つよう、制度が定められていた。また、「道路」や宿場を定期的に巡回して傷んだところないか確認もされていた。これらは、『徳川実紀』が対象とした各時代に隔たりなく、関連する記述があった。

江戸幕府の「職掌」について、普請奉行は土木掌る職と考えられてきたが、道路掃除を行っていた程度であった。「道路」の造成や修築に関わった職掌であるとみられたが、そのような記述は存在しなかった。さらに、享保4 (1719) 年(表-7 No.13) 、

「三日本所奉行の職を停廢せらる。よりて武家邸宅のことは普請奉行。道路。橋梁。水道のことは。勘定奉行より指揮すべしと命ぜらる。」

とあるが、建築に関わる職掌であった作事奉行も、土木に携わっていたことから、普請奉行は必ずしも土木を専門としていたわけではなかったと考えられる。一例として、江戸町奉行で有名な江戸中期の幕臣、大岡忠相が享保元 (1716) 年に普請奉行へ就任しており、土木の専門的な技術を持ち合わせていなかったとみられる¹⁸⁾。この点については、江戸時代の社会基盤整備事業について整

表-18 『明治以前日本土木史』および『日本土木史総合年表』にみる「2. 道路施工」に該当する項目

No.	西暦 和暦	項目	記載事項 (斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)
1	1628 寛永5	補修	江戸より京都に至る路次の破壊を修理せしめたり。 『明治以前日本土木史』
2	1641 寛永18	改良 工事	南部藩、閉伊街道を全面改修、42町を1里として塚を築造。 『日本土木史総合年表』
3	1736 元文元	改良 工事	木食僧正彈は幕府の許可を請け、多年行乞の浄財を以て東海道中京都・大津間日岡峠の急坂長さ三百間を、平均勾配二十分に改修し、其牛車道に白川石を敷詰め、約三年を経て其功を竣へたり。 『明治以前日本土木史』
4	1758 宝暦8	改良 工事	僧鞭牛 (1710~1782) が指導し、岩手県の閉伊街道(現、国道108号線) 393kmを30年間にわたり築造 『日本土木史総合年表』
5	1762 宝暦12	補修	先に令して東海・中山・日光・奥州・甲州街道の行樹を植えしむ。今五街道外の諸道と雖も、大路・支路の別なく、凡驛家あるの路次に於いて、其行樹缺減するものは、更に新樹を填植し、又路傍の堤土壞脱し樹根暴露するものは、更に之を填築し、其高さ二・三間ならしめ、其四境に於いて定杭を立つべし、且其道路狭隘なるものは、其凸凹を平坦にし、以て其幅員を廣むべし。 『明治以前日本土木史』
6	1763 宝暦13	補修	幕府、東海道・日光街道などの並木植栽と手入れを命令。 『日本土木史総合年表』
7	1783 天明3	補修	幕府、浅間山噴火による用水、道路、橋梁などの修理を官費で実施。 『日本土木史総合年表』

理をしたうえで、当時の職掌について迫っていきたい。

「補修」では、道路の表面に浅草砂を使用せよとの命も 17 世紀中頃に 3 項目ではあったが記されていた。このように、江戸を中心に伸びていく街道や江戸府内の道路における維持管理、道路環境の保持といった現在にも繋がる種々の規則等が整備されていた。

「流通・交通政策」の項目では、悪天候時や夜間であっても、荷物輸送に必要な馬や人夫を宿場に置くことが求められた。その他にも、往来の妨げとなる道路上の牛車や大八車の違法駐車をやめるよう求める記述もあった。

「2. 道路施工」に分類された項目は、全体の 13.0% 程度であった。なかでも、道路の新規造成に関する記述は少なく、改修・補修工事の記述が多い状況にあった。

「新規造成」は4件が該当し、そのうちの2件は築城に伴う道路造成であり、現代という社会基盤としての「道路」とは性格が異なる整備内容であった。

「改良工事」では中山道が険阻であったことから、一部区間の縦断勾配を緩くしたり、北陸道では高波の被害があった宿場を含めた道路の付け替えを行ったりしていた。

ここまで述べてきたように、研究対象とした江戸時代前中期においては、江戸幕府が関与した道路の新規造成や改良工事、補修工事は数えられる程度の記述しかなく、ほとんど実施されていなかった。一方、交通および物流に関する記述が最も多く、江戸を中心とした人の動きや荷物輸送に重きが置かれていたと考えられる。換言すれば、研究対象とした約 180 年余の間は、現状の道路を維持することが重視されたとみられる。諸大名に義務づけた参勤交代など、幕藩体制を維持するために実施していた交通政策のなかに「道路」に関する種々の事項が位置づけられていたとみられる。

筆者らは、1 章で示したように古代から中世にかけて土を忌み嫌う「犯土」思想が影響して、「土木事業の空白・停滞期」が存在していたことを明らかにしてきた（図-1）。続く近世に入ると、食糧増産のために用水路開削や新田開発などが行われるようになった。しかし、本研究で対象とした江戸時代前中期の「道路」に限って言えば、補修などの維持管理は行われていたものの、幕府直轄による新規の道路造成に代表される土木工事は積極的に行われていなかった。ちなみに、幕府直轄の事業としては、宝永地震からの災害復旧時に実施された程度であった。

先述した「犯土」思想が、本研究の対象とした江戸時代前中期に影響を及ぼしていたかは不明であったものの、幕府はその体制を維持するために江戸へ攻め入れられることを防ぐ必要があった。そのために、江戸幕府は交通の便を良くするための土木工事を抑えていたと推察される状況にあったことを示した。

補注

- [1] 研究対象とした『徳川実紀』では、将軍や老中といった江戸幕府の重要な職位を持つ人物名には、その職名が付記されることはなかった。宝永地震の被害を受けた道路や堤防の復旧にあたった井上正岑は正にその老中職であった。老中は、国史大辞典編集委員会：『国史大辞典 第 14 卷』，吉川弘文館，p.754，1993 によれば、「江戸幕府の常置の最高職で、将軍に直属して幕政全体を統括した（以下略）」．そして、もう一人の稲垣重富は、若年寄（少老ともいう）で前掲，p.850 をみると、「江戸幕府で老中につぐ要職。将軍に直属し，老中支配以外の諸役人および旗本を統括した。定員は三～五名（以下略）。」の職にあった。このように、幕府の重職が震災からの復旧作業に携わったことから、その被害は相当のものであったと推測される。

参考文献

- 1) 武部健一：『道路の日本史 - 古代駅路から高速道路へ』，中央公論新社，253p，2015.
- 2) 西山孝樹・藤田龍之：わが国の「土木事業の空白期」における土木と関係する官職，土木学会論文集 D2（土木史），Vol. 70，No. 1，pp.9-19，2014.
- 3) 土木学会編：『明治以前日本土木史』，岩波書店，1759p，1936．本間仁，安芸皓一：物部水理学，pp.430-463，岩波書店，1962.
- 4) 三浦基弘・岡本義喬：『日本土木史総合年表』，東京堂出版，503p，2004.
- 5) 高橋裕：『現代日本土木史 第二版』，彰国社，244p，2007.
- 6) 国史大辞典編集委員会：『国史大辞典 第 10 卷』，吉川弘文館，pp.289-290，1989.
- 7) 黒板勝美：『新訂増補版 徳川實紀（第 1 篇）（国史大系）～徳川實紀（第 10 篇）（国史大系）』，吉川弘文館，1990-1991.
- 8) 川口謙二：『江戸時代奉行職事典 東京美術選書（33）』，東京美術，pp.154-155，1983.
- 9) 豊田武・児玉幸多：『体系日本史叢書 24 交通史』，山川出版社，pp.122-135，1970.
- 10) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部：『日本国語大辞典 第 1 巻』，小学館，p.1390，2000.
- 11) 松村明・小学館大辞泉編集部：『大辞泉』，小学館，p.1213，2012.
- 12) 前掲 10)，p.265.
- 13) 前掲 3)，p.963.
- 14) 前掲 3)，pp.902-969.
- 15) 前掲 4)，pp.78-105.
- 16) 西山孝樹・藤田龍之・知野泰明：我が国の古代の僧が持ち合わせていた仏教思想と彼等による土木事業について，土木史研究講演集，Vol.31，pp.273-278，2011.
- 17) 前掲 3)，p.956.
- 18) 西山孝樹・藤田龍之・天野光一：『徳川実紀』にみる江戸時代前期の道路行政・制度，土木史研究講演集，Vol.37，pp.201-206，2017.

(2018.4.9 受付)